

海外駐在員の日本での税務申告留意事項（その1）

中国など海外に駐在する海外駐在員でも、日本国内で発生した所得がある場合や、海外駐在中に父母から金銭その他の資産の贈与を受けた場合などには、翌年3月15日までに所得税・贈与税の確定申告が必要となる場合があります。

また、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、一時的に日本帰国をしていた方で、日本での滞在が183日超となってしまった場合には、中国現地払い給与についても日本での課税が発生しますので注意が必要です。

ここでは、海外駐在員（非居住者）の日本における税務申告の留意点についてご案内いたします。

ポイント

1. 海外駐在員（非居住者）は日本国内で生じた所得についてのみ所得税が課されます。

日本勤務に係る給与所得・退職所得、日本国内にある不動産賃貸所得や不動産譲渡所得、日本の利子や配当所得、日本にある一定の株式やゴルフ会員権の譲渡所得等は日本国内で生じた所得として日本での課税が生じます。

所得の種類により支払者が源泉徴収納税して完了する場合（源泉分離課税）と、確定申告が必要な場合（総合課税や分離課税）があります。

また、各種特例の適用を受けるためには一定の書類の添付などが必要となります。

2. 一時帰国者で日本の滞在が183日超となる場合には、中国払い給与について、翌年確定申告（準確定申告）納税が必要です。

3. 海外駐在中に退職金の支払いを受けた場合、日本勤務期間中の退職金について20.42%で源泉徴収されますが、日本にいたとしたならば退職金に対して課される税金の方が小さい場合、翌年1月11日以降還付申告をすることができます。

4. 海外赴任をした年は、出国時に年末調整で終了する場合と、確定申告が必要な場合があります。

5. 住宅ローン控除を受けている者が海外駐在者となった場合には、海外駐在期間中は住宅ローン控除を受けることができませんが、帰国後に再び自己の居住の用に供した場合で、当該住宅ローンについて、住宅ローン控除期間が残っている場合には、帰国後再びその適用を受けることができます。

6. 日本帰国後に国外で支払われた給与がある場合には、国外源泉所得として確定申告をする必要があります。（外国税額控除適用）

7. 海外赴任中に、父母等から一定の金額以上の資産の贈与を受けた場合には、翌年3月15日までに贈与税の申告納税が必要となります。

8. 海外出国時に1億円以上の株式を保有する場合や、海外赴任中に相続により1億以上の株式の全部または一部を取得した場合には、出国時精算課税が適用されます。

上記1～3は（その1）、4～8は（その2）に記載

上記事項に一つでも該当する方や、日本の所得税や贈与税について気になる方は遠慮なくお問い合わせください。

本文

1. 日本の非居住者（個人の）所得税の納税義務者及び課税範囲

(1) 非居住者の課税範囲

一般的に中国現地法人に駐在する者は、中国にて1年以上滞在し勤務することが前提で日本を出国しており、**日本出国後は日本の非居住者**として取り扱われ、非居住者の日本における所得税の課税範囲は国内源泉所得に限られます。

日本の非居住者の課税範囲

所得区分 居住形態	国内源泉所得		国外源泉所得		
	国内払い	国外払い	国内払い	国外払い	
				国内に送金された部分	国内に送金されていない部分
非居住者	課税	課税※	非課税	非課税	非課税

※租税条約の短期滞在者免税規定の適用がある場合免税

(2) 日本国内源泉所得と課税方法

非居住者である海外駐在員の一般的な国内源泉所得と課税方法は以下の通りです。

所得の種類	国内源泉所得	課税方法	源泉徴収税率
給与所得	国内での勤務に対応する給与	日本払い給与：源泉徴収納税 国外払い給与： 確定申告	20.42%
退職所得	日本居住者であった期間に対応する退職金	源泉徴収納税+ 選択課税による還付	20.42%
不動産所得	国内に所在する不動産の賃貸より得た所得	源泉徴収の後 確定申告で精算	20.42%
不動産譲渡所得	国内に所在する不動産の譲渡による所得	源泉徴収の後 確定申告で精算	20.42%
利子所得	日本国内の預金口座にかかる利息	源泉徴収納税	15.315%
配当所得	日本国内の法人から收受する配当金等	源泉徴収納税	20.42%
株式譲渡所得	一定の株式の譲渡のみ課税対象	源泉徴収納税または確定申告	15.315%

① 源泉徴収納税で完結する所得

給与所得のうち日本払い給与、利子所得、配当所得及び一定の株式譲渡所得は、支払者による源泉徴収納税のみで完結するため、海外駐在員側での課税手続きは不要です。

② 確定申告が必要な所得

給与所得のうち国外払い給与（短期滞在者免税の適用なし）、不動産所得、不動産譲渡所得及び確定申告を要する株式譲渡所得がある場合、日本での確定申告義務が課されているため注意が必要です。

また、退職所得については選択課税の適用により還付申告を行うことができる可能性があるため、還付申告の可否を確認する必要があります。

2. 日本での確定申告義務のある所得の留意点

(1) 給与所得の留意点

非居住者である海外駐在員が一時的に日本に帰国した場合、以下の状況に応じて日本での国内源泉所得か否かが区分され、それぞれ記載する方法で課税されます。

非居住者の課税範囲	国内勤務あり（国内勤務期間分）	国内勤務なし（日本滞在は休暇）
日本国内払い給与	国内源泉所得：支払者が源泉徴収納税（20.42%）	国外源泉所得（課税なし）
日本国外払い給与		国外源泉所得（課税なし）
※短期滞在者免税適用あり	国内源泉所得だが免税	
短期滞在者免税適用なし	国内源泉所得：源泉徴収納税または準確定申告	

※ 海外赴任国と日本との間の租税条約において短期滞在者免税規定が設けられており、当該短期滞在者免税の要件を満たす場合には、国内源泉所得の対象となる国外払い給与について免税となる。短期滞在者免税の適用要件は、以下のいずれの要件を満たすこと。

- i) 日本での滞在日数が年 183 日を超えないこと
- ii) 給与支払いの雇用者は日本の居住者でないこと（これに代わるものから支払われる場合も当該支払者は日本の居住者に該当しないこと）
- iii) 給与支払いの雇用者の日本にある恒久的施設等によって負担されていないこと。

短期滞在者免税の規定の適用がされず、国内源泉所得に該当する国外払い給与がある場合は、翌年の 2 月 16 日から 3 月 15 日（以下、「確定申告期間」という。）に自ら準確定申告を行う必要があります。（税率は 20.42%）

なお、翌年の 2 月 16 日から 3 月 15 日までに再度日本を出国する場合には、出国時までに確定申告及び納税が必要となります。

(2) 退職所得の留意点

① 課税範囲

非居住者である海外駐在員が海外駐在中に日本国内において退職金が支払われた場合、当該退職金の支給対象期間のうち日本の居住者であった期間に対応する退職金は日本国内源泉所得として日本で課税されます。

② 課税方法

日本国内で退職給与の支払いを行う者が、国内で支払う退職金のうち日本国内源泉所得に対応する部分について、20.42%で源泉徴収納税を行います。

③ 選択課税による還付申告

居住者が支給を受ける退職金については、勤務期間に応じて計算した退職所得控除額を控除した残額に 1/2 を乗じた金額が、退職所得の課税所得金額とされています。

一方で、非居住者は国内源泉所得にかかる退職金について 20.42%で源泉徴収納税となるが、日本の居住者と同様の方式で所得税計算を行うことを選択することができます（選択課税）。

ただし、当該選択課税を適用する場合には、退職金の支給を受けた翌年1月1日以降に還付申告書を提出する必要があります。

(3) 不動産賃貸所得（不動産所得）の留意点

① 課税範囲

非居住者である海外駐在員が、日本国内に有する不動産を賃貸することにより得た利益（不動産所得）は国内源泉所得として日本で課税されます。

② 課税方法

非居住者に賃料を支払う者（一定の個人を除く）は、支払賃料に対し 20.42%で源泉徴収納税を行い、非居住者は、翌年の確定申告期間に確定申告を行います。

③ 青色申告

非居住者も居住者と同様に青色申告の適用を受けることができます。（青色申告特別控除額や損失の繰越しなどの特典を受けることができる。）

ただし、青色申告を受けるための承認申請書の提出や帳簿の備え付けが義務付けられています。

(4) 不動産譲渡所得の留意点

① 課税範囲

非居住者である海外駐在員が、日本国内にある不動産を譲渡した場合には、日本国内源泉所得として課税されます。

② 課税方法

非居住者から不動産を購入した者（一定の個人を除く）は、不動産譲渡対価に対して 20.42%で源泉徴収納税を行い、非居住者は翌年の確定申告期間に確定申告を行います。

③ 譲渡所得及び譲渡所得税の計算

譲渡所得金額は、譲渡した不動産の所有期間が5年以下（短期）と5年超（長期）に区分し（所有期間は譲渡年の1月1日における所有期間が5年以下か5年超かで判断）、それぞれに応じた税率を適用して税額が計算されます。（税負担：短期＞長期）

また、自己の居住用不動産を譲渡した場合等で、一定の要件に該当する場合には、譲渡益から3,000万円等の特別控除や、軽減税率の適用を受けることができます。

譲渡した不動産の所有期間の区分ごとに以下税率により他の所得とは分離して計算されます。

	短期譲渡所得金額	長期譲渡所得金額
所得税率	30.63%	15.315%

※所有期間が10年超の居住用財産を譲渡した場合、一定の要件に該当する場合には以下の軽減税率の適用を受けることができる。（上記居住用財産の特別控除と併用可能）

	譲渡所得金額 6,000 万円以下の場合	譲渡所得金額 6,000 万円超の場合
所得税率	所得税率 10.21%	所得税率 15.315%△306.3 万円

(5) 株式の譲渡所得の留意点

日本国内に恒久的施設を有しない非居住者である海外駐在員が株式の譲渡を行った場合には、以下の一定の株式の譲渡を除き日本での課税は発生しません。

- i) 同一銘柄の内国法人の株式等の買集めをし、当該株式等をその内国法人等に譲渡すること
- ii) 非居住者が内国法人の特殊関係株主等で、当該非居住者が行うその内国法人の株式等の譲渡による所得（3年以内のいずれかの時において発行済み株式等の25%以上を所有し、かつ5%以上を譲渡した場合に限る）
- iii) 不動産関連法人の株式の譲渡による所得
- iv) 国内にあるゴルフ場の所有または経営に係る法人株式または出資の譲渡
- v) 国内にあるゴルフ場の会員券の譲渡による所得
- vi) 日本に滞在する間に行う国内にある株式等の譲渡による所得
親族が同族会社を経営しており、海外駐在員及びその親族が当該同族会社の株式を25%以上保有している場合には、上記ii)に該当する可能性があるため注意が必要。

(6) 租税条約の確認

上記(1)の給与所得について、日本と居住地国との間の租税条約により短期滞在者免税規定の定めがある場合のように、他の所得についても租税条約により課税の取り扱いが異なることもあるため、実際の課税の適用に当たっては日本と居住地国との租税条約の確認が必要です。

ここまで、日本の非居住者の日本における所得税の取扱いの概要についてご案内をいたしましたが、(その2)では海外赴任時・帰任時の留意点、非居住者の贈与税の概要、一定金額以上の株式等を保有する者の出国時精算課税についてご案内いたします。

(続く)

2021年12月20日

中国大野木会計グループ 安達友信

※弊事務所では、居住者のみならず非居住者の各種申告手続きをお手伝いしております。

日本国内での課税について気になる方は、遠慮なく以下連絡先にお問い合わせください。

□ 中国拠点連絡先

北京・天津大野木マイツ諮詢有限公司

北京事務所: 電話+86-10-6590-9180

天津事務所: 電話+86-22-2330-1118

担当: 総経理 平出和弘 (HIRAIDE KAZUHIRO)

E-MAIL: hiraide@ohnogi-cpa.com

□ 日本拠点連絡先

大野木総合会計事務所

東京事務所: 電話+81-3-5532-1677

担当: 中国事業室 安達友信

(ADACHI TOMONOBU)

E-MAIL: adachi@ohnogi-cpa.co.jp

(注) 上記記載の取扱いは、記載時点で公表されている税法及び法令規則、国税庁が公表する各種通達等に基づきます。実際の適用にあたっては顧問税理士等に確認の上ご対応ください。